

政令第二百二十二号

証券取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第百九十四条の六第三項及び第二百十条の規定に基づき、この政令を制定する。

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二十一条中「又はその」の下に「申込み、」を加える。

第三十八条の二第一項第三号中「又はその特別関係者その他の関係者」を「若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人」に、「又はその関係者」を「若しくはその関係者又は参考人」に改める。

第四十五条第一号中「（第一項第五号及び第六号を除く。）」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪

附 則

（施行期日）

1 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第十二号中「第百九十七条第一項第七号」を「第百九十七条第一項第五号」に改める。

## 理由

証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、犯則事件の範囲等に係る所要の規定の整理を行う必要があるからである。